

令和6年度特別障害者手当及び障害児福祉手当について

障がい福祉課
☎ 73-1975



令和6年度に支給される特別障害者手当障害児福祉手当の手当額は右記のとおりです。

年度	令和5年度 (月額)	令和6年度 (月額)
特別障害者手当	27,980円	28,840円
障害児福祉手当	15,220円	15,690円

* 特別障害者手当 *

〈対象者〉
在宅で心身に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上で一定の要件に該当する方に月額28,840円(令和6年度)の手当が支給されます。
(認定基準により該当しない場合があります。)
〈支給制限〉
・施設に入所されている方
・病院、診療所に継続して3ヶ月以上入院している方
・本人及び扶養義務者の所得が一定額を超える方

* 障害児福祉手当 *

〈対象者〉
在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満で、一定の要件に該当する方に月額15,690円(令和6年度)の手当が支給されます。
(認定基準により該当しない場合があります。)
〈支給制限〉
・施設に入所されている方
・障害年金を受給している方
・本人及び扶養義務者の所得が一定額を超える方

*施設によっては、支給該当となる施設もあるため、判断に迷う場合は上記の問い合わせ先まで遠慮なくお問い合わせください。
※両手当とも支給月は2、5、8、11月で、それぞれの支給前月までの3ヶ月分を本人の口座に振込みます。
※現在、手当を受給されている方で、支給制限に該当する方は速やかに届け出をしてください。
※受給中の方で、3ヶ月以上の入院や施設入所が支給後に発覚した場合は、返還が生じる場合があります。
入院・入所をした際と、3ヶ月を超えそうな場合は、必ず報告をお願いします。

重度心身障害者(児) 医療助成費助成制度について

障がい福祉課
☎ 73-1975

重度の障がいのある方が、病気やケガで治療を受けた際、医療費の自己負担分(保険外の費用や保険から給付される高額療養費・付加給付額をのぞく)、入院時の食事費1/2を助成します。
※ただし、所得制限が定められていますので、一定所得以上があった年度は支給停止となります。
(毎年8月更新時、所得確認)

【助成の対象者】

○身体障がい者：身体障害者手帳の等級が1級または2級のもの
○知的障がい者：療育手帳がA1またはA2のもの
上記に該当し、まだ申請されていない方は障がい福祉課までご連絡ください。

※申請がもれやすい方※

15歳以上の方(こども医療費助成制度対象外のかた)
手帳の再認定により等級が変わった方

つつが虫病に注意!

ツツガムシは、草むらにいます!
被害は、初夏(5-6月)と秋(10-12月)に多いので、草刈り、農作業、釣りは要注意!

予防

- 草むら(畑・海岸)に入るときは
- ①長袖、長ズボン、手袋、長靴を着用する。
 - ②虫除け剤を使う。(成分にディートを含むもの)
 - ③草むらで座らない(座る場合は敷物を使う)
 - ④草むらで脱いだ衣服を放置しない。
 - ⑤入った後はすぐに入浴(シャワー)する。
 - ⑥衣服を使い回さず、その日で洗濯する。
 - ⑦ツツガムシのすみかとなる不要な草むらを減らす。

症状

刺されてから5~14日後に症状出現

- 38~40度の高熱
- 全身性の発疹
- 体のどこかに刺し口(1~2ヶ所)

刺し口の特徴

- かさぶた、周囲に赤み(1cm前後)
- ※治療が遅れると重症になることもあります。
- ※一度ならず、またかかる人もいます。



「熱が長引く」、「体に赤い発疹」、「刺し口」などの症状がある場合は、すぐに医療機関で受診しましょう。

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます!!

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人等)が産産された際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。早めの届出をおすすめします。

※ただし、国民年金の任意加入期間は対象になりません。

免除制度の内容

- 産前産後期間の免除制度は、「保険料が免除された期間」も保険料を納付したもとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
 - 産前産後期間は付加保険料が納付できます。
 - 産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付(返金)されます。
- ※口座振替またはクレジットカードにより前納による振替の手続きを行っている場合、産前産後期間前後の振替方法が変更となることがあります。詳しくは平良年金事務所へお問い合わせください。

届出しないと免除になりません!

- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができて、手続きには出産予定日が確認できる書類(母子手帳等)が必要です。
- 平成31年2月1日以降の出産であれば、届出はいつでも可能です。
- ※現在、一般免除や納付猶予、学生納付特例等の保険料免除制度を利用されている方も手続きが必要ですのでご注意ください。

保険料納付が免除される期間

- 出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。
- 多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から最大6ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。
- ※出産とは、妊娠85日(4ヶ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産を含む。)

- 免除対象期間(色のついた部分が免除期間です。)

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			■ 出産予定日 ■ 出産日			
多胎の方			■ 出産予定日 ■ 出産日			

届出先

- 平良年金事務所または市役所市民課年金係
- ※届出用紙は、年金機構HPからダウンロードできます。年金事務所または市役所年金窓口にも備えています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問 平良年金事務所国民年金課 ☎ 72-3650(自動音声②-②) 市役所市民課年金係 ☎ 72-3751(代)

乳幼児健診・健康相談5月予定表

※予定は変更する場合があります。



健診	日にち	時間	場所
★ 4 か月 健診	16(金)、17(金)	9:00~10:00	宮古島市 保健センター (宮古島市役所 同敷地内)
★ 10 か月 健診	16(金)、17(金)	13:00~14:00	
★ 1 歳半 健診	18(土)	9:00~10:00	
★ 3 歳半 健診	18(土)	13:00~14:00	
★ 赤ちゃん広場	21(火)	14:00~16:00	

※乳幼児健診の対象児には健診日の1~2週間前に封書で通知します。

対象児の生年月日については、宮古島市ホームページをご確認ください。



※母子手帳発行、赤ちゃん計測は予約制です。(予約:家庭保健課母子保健係 ☎ 73-4572)

相談	日にち	時間	場所
★ 健康相談	1(水)、8(水)、15(水)、22(水)、29(水)	14:00~16:00	健康増進課

(健康増進課健康づくり係 ☎ 73-1978)